

しらべが丘の風

学校だより 12月号② 令和4年12月19日

大津市立雄琴小学校 児童数313名

心豊かでたくましい子どもの育成

おごとっ子の合い言葉 「あなたも わたしも 大切に」

雄琴小学校 人権週間の取り組み

山が白く雪化粧をする日が見られだしました。先週あたりからこの時期らしい寒い日が続いています。本日は、年末のお忙しい中、個別懇談会にお越しいただき、ありがとうございます。2学期の学習も今週で終わり、年末年始をはさむ冬休みとなります。

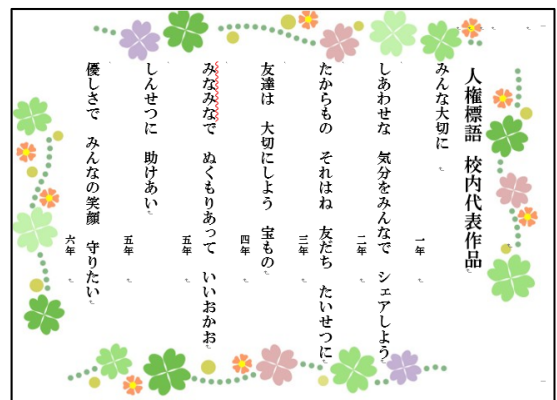
本校では12/7(水)~12/16(金)を「人権週間」とし、「人権って何だろう?」という基本的な点から理解を促し、「だれもが守り守られる」という当たり前の人権感覚や、「あなたもわたしも大切に」という意味を考えたり意識したりすることにつながる取り組みを進めました。

時期：12/7(水)~12/16(金)

目的：「人権」について知り、身近なことととらえたり、考えたりする機会をもつ。取り組みを重ね、人権感覚を磨くことにつながる。

内容：人権について考える学習を行う。

- (1) 道徳科の学習
- (2) 『志賀おはなしの会』の方を招いて、読み聞かせをしていただき、心を太らせる。
- (3) 人権標語を考え、学年代表作品を職員室前に掲示する。
- (4) 保健委員会の児童が、2学期児童会テーマ「人や物を大切にしよう」をもとにビデオを制作し全校児童で視聴。



いじめ対策への取り組み

本校では、いじめについても人権週間と合わせて重点的に取り組んできました。

1. 取り組み内容

①いじめの未然防止を目指して

- ・道徳の授業の実施。
- ・委員会活動で、いじめの未然防止につながる取組。保健委員会による人権を大切にしているビデオ制作。

②教師が子どもの理解を深める/教師と子どもの信頼関係を深めることを目指して」

- ・教育相談月間の実施。
- ・子ども一人ひとりにアンケートを実施。そのアンケートをもとに担任が一人ひとりとじっくり話をする。

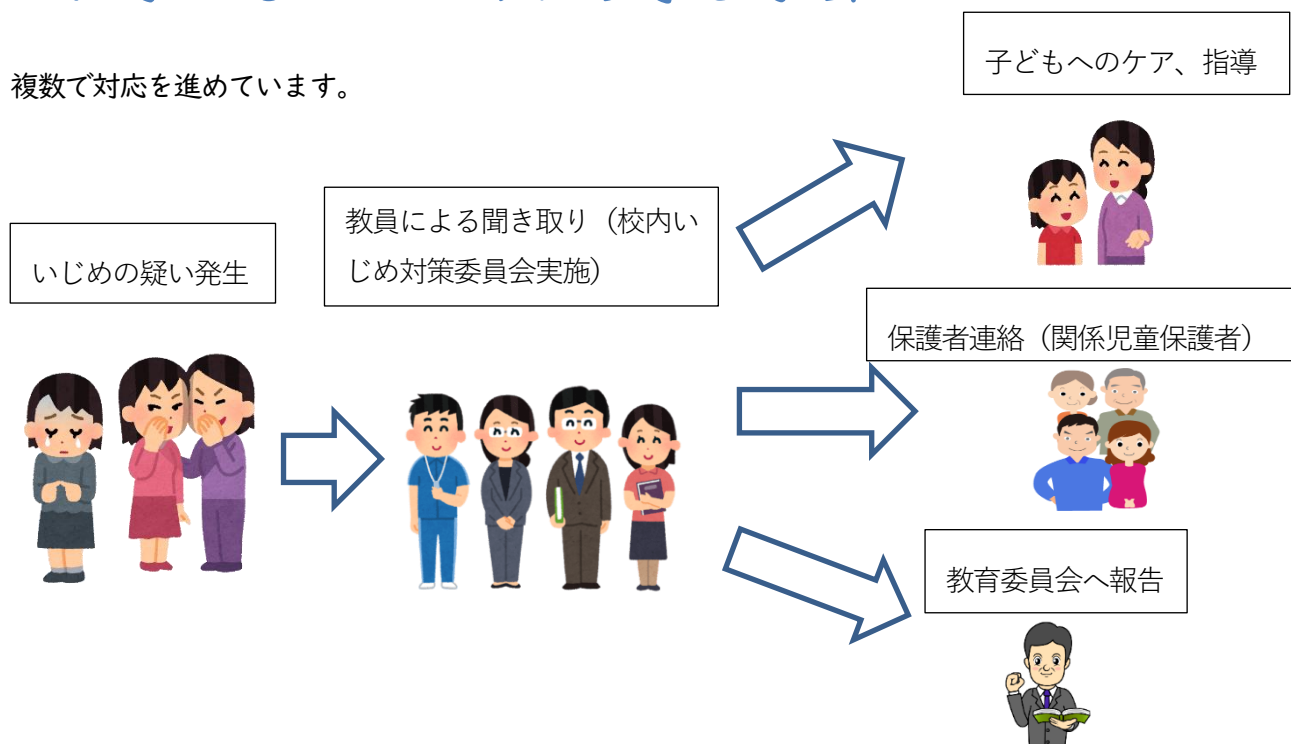
③子どもの自己肯定感を高め、楽しく過ごすことのできる環境を目指して」

- ・「聴く」ことの徹底。
- ・話し合う（自分の思いを伝えたり、仲間の思いを聴いたりする）機会をもつ。

各学年によって、アプローチの方法は異なりますが、それぞれの学年や学級の様子に合わせて工夫をしながら取組を進めて参ります。

2. 子どもをいじめから守る方法

複数で対応を進めています。



いじめの定義（いじめ防止対策推進法第一章二条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

上記のように「いじめ防止対策推進法」では、子どもが心身の苦痛を感じているものはすべて「いじめ」とされています。いじめ事案が発生した場合、学校では「いじめ対策委員会」を開き組織的な対応を進めています。子どもたちへの聞き取りを丁寧に行い、ケアや指導についても対応しています。また、教育委員会とも連携を図っております。関係児童保護者にその事案内容や指導内容についてお伝えさせていただきます。また、事案発生後、しばらく経過してから、行為は止んでいるかどうかの確認に努めます。

子ども一人ひとりが安心して学校生活を送れるよう、ご家庭でも子どもたちの話を聴いてあげてください。どうぞご協力のほどよろしくお願いします。

お子様が不安そうにしていたり、悩んでいたりする様子が見られる際には、遠慮なく学校にご連絡ください。

～大津市・大津市教育委員会からのお知らせ～

「第3期大津市いじめの防止に関する行動計画」のパブリックコメントを実施します。

ぜひ大津市HPをご確認いただき、ご意見をお寄せください。

